

唐津市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～4. 略 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) ～ (2) 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					1. ～4. 略 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) ～ (2) (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 本庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 本庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 子育て支援拠点整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 子育て支援拠点整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 子育て緊急サポートセンター運営事業 ○内容 急な出張、残業等で保護者が子どもを監護できないときに、子育てサポーターを派遣し子育て支援を行う NPO法人唐津市子育て支援情報センターに運営を委託 開設場所：南城内 ○実施時期 H18年度～	唐津市	子育てに関する負担感や悩みを緩和するため、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、来街者の回遊を促進するものとして、目標の達成に必要な事業である。	○措置の内容 <u>子ども・子育て支援交付金</u>  ○実施時期 <u>H27年度～</u>		<u>(4) から移設</u>				
○事業名 病後児保育事業 ○内容 病後回復期の児童預かり事業 NPO法人唐津市子育て支援情報センターに運営を委託 ○実施時期 H18年度～	唐津市	病後回復期という理由で自宅での育児を余儀なくされる保護者の子育てと就労の両立支援を図るとともに、来街者の回遊を促進するものとして目標の達成に必要な事業である。	○措置の内容 <u>子ども・子育て支援交付金</u>  ○実施時期 <u>H27年度～</u>		<u>(4) から移設</u>				
(4) 国の支援がないその他の事業					(4) 国の支援がないその他の事業				

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 唐津福祉・就労支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 子育て支援情報センター 運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3) へ移設</u>				
<u>(3) へ移設</u>				
○事業名 早稲田中高による城内地区 教育施設整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 唐津福祉・就労支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 子育て支援情報センター 運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 子育て緊急サポートセンター 運営事業 ○内容 急な出張、残業等で保護者が子どもを監護できないときに、子育てサポーターを派遣し子育て支援を行う NPO法人唐津市子育て支援情報センターに運営を委託 開設場所：南城内 ○実施時期 H18年度～	唐津市	子育てに関する負担感や悩みを緩和するため、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、来街者の回遊を促進するものとして、目標の達成に必要な事業である。	○措置の内容 <u>該当なし</u> ○実施時期 =	
○事業名 病後児保育事業 ○内容 病後回復期の児童預かり事業 NPO法人唐津市子育て支援情報センターに運営を委託 ○実施時期 H18年度～	唐津市	病後回復期という理由で自宅での育児を余儀なくされる保護者の子育てと就労の両立支援を図るとともに、来街者の回遊を促進するものとして目標の達成に必要な事業である。	○措置の内容 <u>該当なし</u> ○実施時期 =	
○事業名 早稲田中高による城内地区 教育施設整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>○事業名</b> 住宅・建築物耐震診断事業 <b>○内容</b> 住宅及び建築物の耐震診断に要する経費の一部を補助する。 <b>○実施時期</b> H21年度～	唐津市	耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安心・安全な街なか居住を推進するため、目標の達成に必要な事業である。	<b>○措置の内容</b> <u>社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</u> <b>○実施時期</b> <u>H28～R2年度</u>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>○事業名</b> 地域優良賃貸住宅制度 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3) へ移設</u>				
<b>○事業名</b> 公民館類似施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 住宅の耐震改修による固定資産税減額制度 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 唐津市融資制度による街なか居住の推進 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 城内地区・曳山通り景観まちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 介護保険住宅改修の受領	(略)	(略)	(略)	(略)

(1) ~ (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) から移設</u>				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>○事業名</b> 地域優良賃貸住宅制度 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 住宅・建築物耐震診断事業 <b>○内容</b> 住宅及び建築物の耐震診断に要する経費の一部を補助する。 <b>○実施時期</b> H21年度～	唐津市	耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安心・安全な街なか居住を推進するため、目標の達成に必要な事業である。	<b>○措置の内容</b> <u>該当なし</u> <b>○実施時期</b> <u>=</u>	
<b>○事業名</b> 公民館類似施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 住宅の耐震改修による固定資産税減額制度 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 唐津市融資制度による街なか居住の推進 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 城内地区・曳山通り景観まちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>○事業名</b> 介護保険住宅改修の受領	(略)	(略)	(略)	(略)

委任払い制度運用事業  
(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 大規模小売店舗立地法の特例措置の要請 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 新天町パティオ街区再開発事業 ○内容 唐津中央商店街内の新天町パティオ街区に滞在型商業・交流施設を整備するもの。 ○実施時期 <u>H28～R1年度</u>	いきいき唐津株式会社	JR唐津駅と大手口センタービルの2核を結ぶ呉服町商店街内に位置する既存区域を再開発することにより、商業施設として新たなテナントを誘致するとともに、世代とのつながり、地域とのつながり、分野とのつながりと交流を生み出す滞在型空間をつくり出し、賑わいと回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○措置の内容 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 ○実施時期 <u>H30年度</u>	<b>削除</b>             中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))  特定民間中心市街地経済活力向上

委任払い制度運用事業  
(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 大規模小売店舗立地法の特例措置の要請 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 新天町パティオ街区再開発事業 ○内容 唐津中央商店街内の新天町パティオ街区に滞在型商業・交流施設を整備するもの。 ○実施時期 <u>H28～30年度</u>	いきいき唐津株式会社	JR唐津駅と大手口センタービルの2核を結ぶ呉服町商店街内に位置する既存区域を再開発することにより、商業施設として新たなテナントを誘致するとともに、世代とのつながり、地域とのつながり、分野とのつながりと交流を生み出す滞在型空間をつくり出し、賑わいと回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○措置の内容 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 ○実施時期 <u>H29～30年度</u>	<u>地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業</u>            中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))  特定民間中心市街地経済活力向上

				事業の用に供する不動産の取得又は建築物の建築をした際の登録免許税の軽減	
				地域文化資源活用空間創出事業費補助金	

				事業の用に供する不動産の取得又は建築物の建築をした際の登録免許税の軽減	
				地域文化資源活用空間創出事業費補助金	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 新天町パティオ街区再開発事業（再掲） ○内容 唐津中央商店街内の新天町パティオ街区に滞在型商業・交流施設を整備するもの。 ○実施時期 <u>H28～R1年度</u>	いきいき唐津株式会社	JR 唐津駅と大手口センタービルの2核を結ぶ呉服町商店街内に位置する既存区域を再開発することにより、商業施設として新たなテナントを誘致するとともに、世代とのつながり、地域とのつながり、分野とのつながりと交流を生み出す滞在型空間をつくり出し、賑わいと回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<del>削除</del>  ○措置の内容 <u>①</u> 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ○実施時期 H30年度  ○措置の内容 <u>②</u> 特定民間中	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 新天町パティオ街区再開発事業（再掲） ○内容 唐津中央商店街内の新天町パティオ街区に滞在型商業・交流施設を整備するもの。 ○実施時期 <u>H28～30年度</u>	いきいき唐津株式会社	JR 唐津駅と大手口センタービルの2核を結ぶ呉服町商店街内に位置する既存区域を再開発することにより、商業施設として新たなテナントを誘致するとともに、世代とのつながり、地域とのつながり、分野とのつながりと交流を生み出す滞在型空間をつくり出し、賑わいと回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○措置の内容 <u>①</u> 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的的事业 ○実施時期 <u>H30年度</u>  ○措置の内容 <u>②</u> 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ○実施時期 H30年度  ○措置の内容 <u>③</u> 特定民間中	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定

			心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 ○実施時期 <b>R1年度</b>  ○措置の内容 <b>③</b> 地域文化資源活用空間創出事業費補助金 ○実施時期 <b>H30～R1年度</b>	
○事業名 唐津くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 からつ土曜夜市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 呉服町商店街ファサード整備事業 ○内容 呉服町商店街の店舗のファサード改修 ○実施期間 <b>H27～29年度</b>	呉服町商店街組合員	中町商店街でのファサード改修による空き店舗減少の実績に倣い、呉服町商店街のアーケード撤去と合わせ、商店街づくりのガイドラインを作成し、各個店がこのガイドラインに沿ったファサード改修を行うことにより、集客及び街に統一感を持たせた修景に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○措置の内容 該当なし  ○実施時期 —	
○事業名 まちなか周遊事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 空き店舗チャレンジ誘致	(略)	(略)	(略)	(略)

			心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 ○実施時期 <b>H30年度</b>  ○措置の内容 <b>④</b> 地域文化資源活用空間創出事業費補助金 ○実施時期 <b>H30年度</b>	
○事業名 唐津くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 からつ土曜夜市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目的達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 呉服町商店街ファサード整備事業 ○内容 呉服町商店街の店舗のファサード改修 ○実施時期 <b>H27年度～</b>	呉服町商店街組合員	中町商店街でのファサード改修による空き店舗減少の実績に倣い、呉服町商店街のアーケード撤去と合わせ、商店街づくりのガイドラインを作成し、各個店がこのガイドラインに沿ったファサード改修を行うことにより、集客及び街に統一感を持たせた修景に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○措置の内容 該当なし  ○実施時期 —	
○事業名 まちなか周遊事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 空き店舗チャレンジ誘致	(略)	(略)	(略)	(略)



事業 (略)				
○事業名 唐津市観光サイン整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 次世代型ツーリズムを目指した観光ユビキタス整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 九州花火大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 からつんまちは100円祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 かきまつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 中心市街地活性化タウンマネージャー設置事業 ○内容 タウンマネージャーの設置 ○実施時期 <u>H26～29年度</u>	唐津市	中心市街地のまちづくりや商業の活性化を行うタウンマネージャーを設置することで、中心市街地の活性化に資する各事業の推進を図ることができるため、目標の達成に必要な事業である。	○措置の内容 該当なし ○実施時期 —	
○事業名 インキュベーション施設等整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 唐津シネマの会事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 唐津里浜づくり推進協議会事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 創業支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 唐津やきもん祭り (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名	(略)	(略)	(略)	(略)

事業 (略)				
○事業名 唐津市観光サイン整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 次世代型ツーリズムを目指した観光ユビキタス整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 九州花火大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 からつんまちは100円祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 かきまつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 中心市街地活性化タウンマネージャー設置事業 ○内容 タウンマネージャーの設置 ○実施時期 <u>H26年度～</u>	唐津市	中心市街地のまちづくりや商業の活性化を行うタウンマネージャーを設置することで、中心市街地の活性化に資する各事業の推進を図ることができるため、目標の達成に必要な事業である。	○措置の内容 該当なし ○実施時期 —	
○事業名 インキュベーション施設等整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 唐津シネマの会事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 唐津里浜づくり推進協議会事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 創業支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 唐津やきもん祭り (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名	(略)	(略)	(略)	(略)

カラツ大学「まちなか」人材育成・交流人口促進事業  
(略)

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 唐津市中心市街地活性化協議会

■唐津市中心市街地活性化協議会構成員 (略)

■開催経過

・第1回 平成22年5月14日

中心市街地活性化基本計画について

構成員(委員)について

規約について

役員の選任について

タウンマネージャーの承認について

(略)

・第14回 平成29年12月21日

中心市街地活性化基本計画(新計画)計画内容一部変更について

・第15回 平成30年5月16日

新天町パティオ街区再開発事業について

・第16回 令和元年5月27日

新天町パティオ街区再開発事業について

・第17回 令和2年2月28日

新天町パティオ街区再開発事業について

中心市街地活性化基本計画(新計画)計画内容一部変更について

(3) 略

[3] 略

10. ~12. 略

カラツ大学「まちなか」人材育成・交流人口促進事業  
(略)

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 唐津市中心市街地活性化協議会

■唐津市中心市街地活性化協議会構成員 (略)

■開催経過

・第1回 平成22年5月14日

中心市街地活性化基本計画について

構成員(委員)について

規約について

役員の選任について

タウンマネージャーの承認について

(略)

・第14回 平成29年12月21日

中心市街地活性化基本計画(新計画)計画内容一部変更について

新規追加

新規追加

新規追加

(3) 略

[3] 略

10. ~12. 略



変 更 後	変 更 前
<p>「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。</p>	<p>改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所</p> <p>○計画期間 P1</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 P39、43、53</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 P64</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 P66～P67、P69～P70、P79～P82、P84～P85</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 P87</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 P91</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項（略）</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 P102、P105</p> <p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 P109</p> <p>9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項（略）</p> <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 P129</p> <p>11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 P134</p> <p>12. 認定基準に適合していることの説明（略）</p>